

議案第48号

逗子市営住宅条例の一部改正について

逗子市営住宅条例の一部を次のように改正する。

平成27年6月4日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市営住宅条例の一部を改正する条例

逗子市営住宅条例（平成9年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号中「福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条」を「福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第20号）の施行に伴い、改正の要あるため提案する。